様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024　年　12　月　25　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃ うえすこ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社 ウエスコ  （ふりがな） きたむら あきひで  （法人の場合）代表者の氏名 北村 彰秀  住所　〒700-0033  岡山県岡山市北区島田本町2-5-35  法人番号　4260001000622  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 企業ホームページ「中期経営計画」 | | 公表日 | 2024　年　6　月　3　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：企業ホームページ  公表場所：https://www.wesco.co.jp/information/mid\_plan.php | | 記載内容抜粋 | 中期経営計画において「新分野・新技術への対応力を高め、ワンストップサービスを強化することで他社にはない独自のブランド力を構築」することを企業経営の方向性として定めている。  また、情報処理技術の活用の方向性についても「デジタル技術を駆使したソリューション力とトータルまちづくりマネジメント力を統合し、地域社会にワンストップサービスを提供」するとを定めている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は、中期経営計画における企業経営の方向性、及び情報処理技術の活用の方向性である。中期経営計画は、取締役会の審議を経て作成されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 企業ホームページ  「DXへの取り組み」  「業務内容｜社会基盤デザイン｜3次元設計」  「業務内容｜防災・環境｜河川防災・計画」  「業務内容｜空間情報｜モービルマッピングシステム」 | | 公表日 | 2024　年　7　月　16　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：企業ホームページ  公表場所：https://www.wesco.co.jp/information/dx.php  https://www.wesco.co.jp/work/civildesign.php#anc01  https://www.wesco.co.jp/work/environment.php#anc01\_03  https://www.wesco.co.jp/work/geospatial.php#anc02\_02 | | 記載内容抜粋 | 「DXへの取り組み｜DX 推進戦略」において、下記戦略を提示している。  〈戦略1〉最新のデジタル技術を駆使した3次元計測及び解析・設計・インフラメンテナンス技術を習得・活用する  〈戦略2〉IT、通信会社との協働により新たな分野への参画を図る  〈戦略3〉DX推進により業務プロセスを効率化し、生産性の向上を図る | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「DXへの取り組み」のDX推進戦略は、取締役会の審議を経た中期経営計画の主要施策に含まれている。  また、ホームページに記載の業務内容についても、取締役会の承認を経て公開されている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：企業ホームページ  公表場所：https://www.wesco.co.jp/information/dx.php | | 記載内容抜粋 | 「DXへの取り組み｜DX 推進体制」において、  「2023年8月からは、新たな取り組みとしてDX推進室を設置し、BIM/CIMや3次元計測技術の普及、ICTの活用などを通じて技術部門の支援を行っています。 今後は土木技術に加え、ICTやDXに関する知識を活用できる人材の育成にも力を入れ、さらなるDXの実現に向けた取り組みを推進していきます。」  と記載している。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：企業ホームページ  公表場所：https://www.wesco.co.jp/information/dx.php  https://www.wesco.co.jp/work/civildesign.php#anc01  https://www.wesco.co.jp/work/environment.php#anc01\_03  https://www.wesco.co.jp/work/geospatial.php#anc02\_02 | | 記載内容抜粋 | 「DXへの取り組み｜取り組み内容」において、各分野において新しいデジタル技術を積極的に導入していることを記載し、取り組み事項を列挙するとともに、具体的内容を記載したページへのリンクを掲載している。取り組み内容及びリンク先の記載内容を抜粋して以下に示す。  ◆社会基盤デザイン  【3次元設計】  内容：測量・地理情報と連携した3次元計測を行い、そのデータを基に詳細設計を行うことによって詳細な3次元設計を行うことができ、測量から設計、施工管理、出来形図作成までに利用できる成果作成が可能です。また、施工イメージも可視化することができるので、事業者はもちろん、多くの方とのイメージ共有を図ることができます。(https://www.wesco.co.jp/work/civildesign.php#anc01)  ◆防災・環境  【河川防災・計画】  内容：3D都市モデル活用プロジェクト「PLATEAU」に参画し、多角的な視点から都市・地域の課題解決や防災力向上に貢献していきます。(https://www.wesco.co.jp/work/environment.php#anc01\_03)  ◆空間情報  【モービルマッピングシステム(MMS/MoMoS)】  内容：走行しながら高精度3次元地形データを取得するモービルマッピングシステム（MMS）によるデータを各種コンサルティングの基礎資料として活用し、業務の高度化を実現します。(https://www.wesco.co.jp/work/geospatial.php#anc02\_02)  また、業務プロセス効率化に向け、レガシーシステムの刷新、文書の電子化に加えて、RPAや生成AIなどの新しいデジタルツールの検討と導入を進めることについて記載している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 企業ホームページ「DXへの取り組み｜DX 推進戦略」 | | 公表日 | 2024　年　12　月　23　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：企業ホームページ  公表場所：https://www.wesco.co.jp/information/dx.php | | 記載内容抜粋 | DX推進戦略の達成度を計る指標として以下を定める。  〈指標1,3〉生成AIやデータ転送システム（IoT）、衛星観測技術、自動設計による定型作業の簡略化等の導入実績を指標とする。  〈指標2〉　異業種（ゼネコン・IT企業・広告代理店等）と協働して新規分野へ参画した実績を指標とする。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　7　月　16　日 | | 発信方法 | 公表方法：企業ホームページ  公表場所：https://www.wesco.co.jp/information/dx.php | | 発信内容 | 「DXへの取り組み｜トップメッセージ」において、以下の情報発信を経営者自らが行っている。  「昨今のデジタル技術の急速な進歩や高度化により、インフラ分野においてもデジタル化、スマート化が急速に進むことが予測され、DX（デジタルトランスフォーメーション）の積極的な推進が求められます。  株式会社ウエスコは、豊かで快適な地域を創造するため、3次元計測技術やAI等のデジタル技術を駆使することにより、地域の実態把握から課題の分析、解決に向けた提案とその実行に至るまで、組織一丸となってスピーディなワンストップサービスの提供を目指します。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　6　月頃　～　2024　年　7　月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマットの自己診断結果を提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ・IT全社統制監査(情報セキュリテイ規則)  内部監査 2023年4月頃～2023年5月頃(毎年実施)  外部監査 2023年5月頃～2023年6月頃(毎年実施)  ・PMS  内部監査 2023年 6月頃～2023年7月頃(毎年実施)  外部監査 2023年10月頃(2年毎実施) | | 実施内容 | ・情報セキュリティに関し全社を統制するものとして、2002年に「情報セキュリテイ規則」を制定した。近年ではICTを利用した在宅勤務管理基準や社用スマートデバイス利用基準を追加する等、情勢変化に合わせて改定を実施している。  ・情報セキュリテイ規則に基づく運用状況の確認を内部監査および外部監査により実施し、不適合のないことが確認されている。  ・個人情報保護に関しては、企業ホームページ最下段に「個人情報保護方針」を掲載し、第三者審査機関(PMACS)の認証を受けている。  ・標的型攻撃メール訓練をはじめとした、全社的なセキュリティ教育を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。